

【第1版】

芳賀町
芳志戸地区 防災計画

芳志戸自主防災会

令和6年度（2025年 3月）

目次

表紙	1
目次	2
はじめに	3
1 基本的な考え方	4
(1) 芳志戸自主防災会とは	
(2) 制定の目的	
(3) 有効性の確保と維持	
(4) 芳志戸ふれあい交流館臨時避難所	
2 計画対象地区と策定主体	5
(1) 計画対象地区	
(2) 計画策定主体	
3 地区の特性と予想される災害	
(1) 五行川西側地区	
(2) 五行川東地区	
(3) 市の堀東側高台地区	
(4) その他の特性(地区共通)	6
4 活動内容	
(1) 平常時の取組	
(2) 災害時の取組	7
(3) 要配慮者(避難行動要支援者)等への支援	8
5 「能登半島地震」から得た教訓	9
6 (1) 芳志戸自主防災会規約	10
(2) 芳志戸自主防災会組織	14
(3) 洪水ハザードマップ	15
(4) 自主防災会 災害時連絡先一覧	16
(5) 災害時 関係機関 連絡先一覧	17
資料編	
(1) 災害時 安否確認「171」手順	18
(2) 災害時 情報収集ツール	19
(3) 川の水位情報(国土交通省) 両郡橋の事例	20

はじめに

「天災 = 自然災害」は、季節・時間・天候に関係なく襲ってきます。
地震予測はまだまだ難しいですが、大雨(線状降水帯等)、台風等の予測は IT技術の躍進で、かなりの精度で予測可能な時代になってきています。

予測精度は向上しましたが、被災者になる可能性がある私たちは？ 他人事では？
その為にも、日常からの「防災意識」「災害対策」「減災対策」は不可欠になります。

芳志戸地区でも、過去に自然災害を受けています。

昭和61年の水害被害

一部地区では床下浸水等の被害があり、道路・田んぼ 一面が水面と化しました。
五行川の氾濫は、夜中の出来事だった為に対応することが大変だったようです。

平成23年3月11日の「東日本大震災」(2011)

東日本大震災では、芳志戸地区の高台地区台が大きな被害を受け、家屋等に多大な被害が出ました。

芳志戸自治区でも、石造崩壊、大谷石塀崩壊、家屋被害、家財道具被害、インフラ被害等。
当時、携帯電話の通信障害、町水道の一時断水、ガソリンスタンドの長蛇の列、コンビニ陳列棚から商品が消え在庫なし等、当時を振り返れば、さまざまな記憶がめぐってくると思います。
そのような中、地域住民、町、ボランティアなど「共助」「公助」にも助けられました。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、

災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を「基本」とします。

「芳志戸地区 防災計画 (芳賀町)」を定め、平常時からの備えの充実を図ると共に、
災害時における「自助」「共助」を着実に実行するため
この計画に基づき地区防災活動に取り組んでいきます。

1 <基本的な考え方>

災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を「基本」とします。

(1) 芳志戸自主防災会とは

芳志戸地区における災害活動を推進する会の名称を「芳志戸自主防災会(以下、「防災会」という)とし、芳志戸自治会に加入する全ての世帯(以下、「会員」という)をもって構成する。 ※

(2) 制定の目的

この「芳志戸地区防災計画(以下、「防災計画」という)」は、芳志戸地区における災害発生を想定し

- ・平常時からの備えの充実を図る
- ・災害時における「自助」「共助」を着実に実行する

災害に強い「芳志戸地区」を確立するため「芳志戸地区 防災計画 (芳賀町)」を定める。

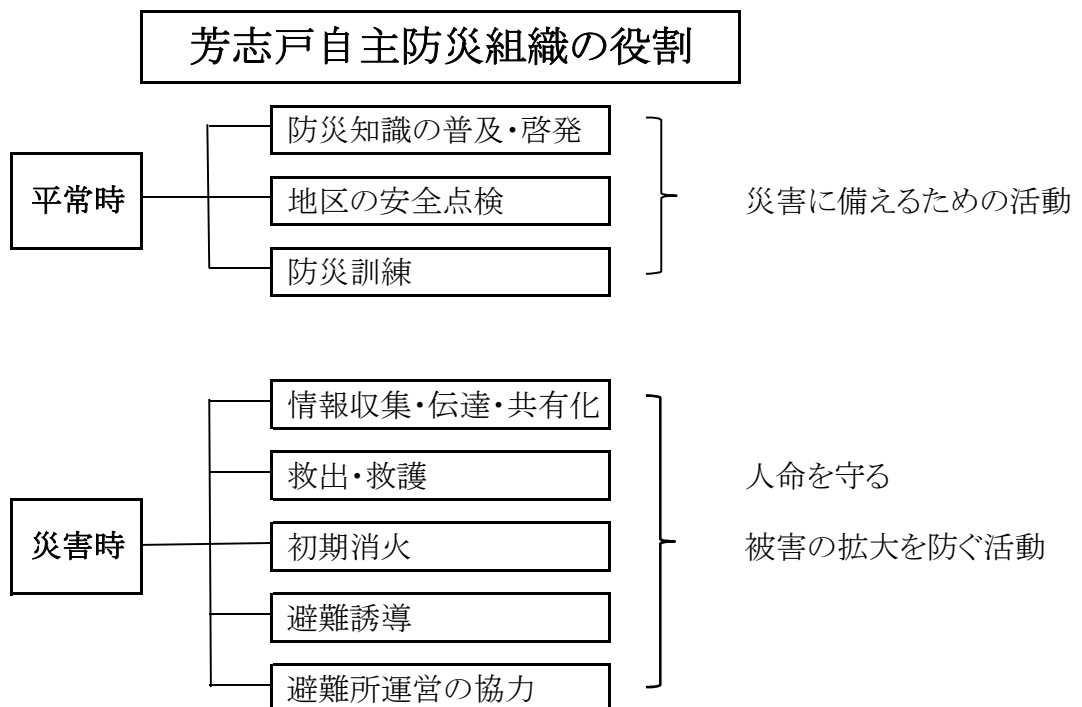
但し、非常時においては、会員以外の被災者への支援を妨げるものではない。 ※

(3) 有効性の確保と維持

この「防災計画」の有効性を確保するために、芳賀町と町内各自治会組織等との連携による防災訓練を契機とし、必要に応じて「防災計画」の見直しを行う。見直しは「防災会」が提起し、総会の承認を受けて決定する。

(4) 「芳志戸ふれあい交流館臨時避難所」

「芳志戸ふれあい交流館」を「会員等の臨時避難所」として位置づけるとともに、防災会が主導する災害活動の拠点として活用する。



2 <計画対象地区と策定主体>

(1) 計画対象地区

「芳志戸地区 防災計画」は、下記の14の行政区を対象として定めます。

〔行政区〕般若塚、飯島、手彦手、金井、久津方、西秋場、芳南、池の尻、中坪、芳志戸、清水、中郷、上岡南、上岡北

(2) 計画策定主体

「芳志戸地区 防災計画」は、「芳志戸自主防災会」が定めます。

3 <地区の特性と予想される災害>

(1) 五行川西側 地区

町作成のハザードマップでは、一級河川五行川～市の堀間は、ほぼ全域が「洪水浸水想定区域」(浸水深さ0～0.5m未満、または浸水深さ0.5～3.0m未満)に、指定されている。そのため、「五行川」の水位レベルに注意が必要です。 洪水リスク

(2) 五行川東側 及び 市の堀東 地区

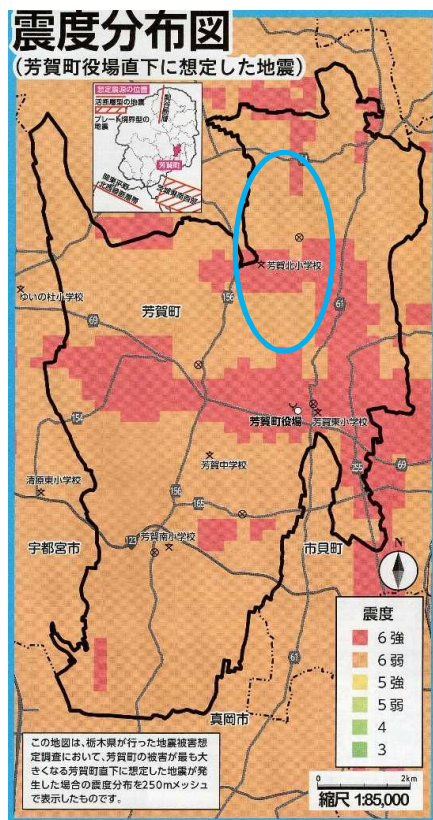
町作成のハザードマップでは、一級河川五行川～市の堀間は、ほぼ全域が「洪水浸水想定区域」(浸水深さ0～0.5m未満、または浸水深さ0.5～3.0m未満)に、指定されており「五行川」東側は、「五行川」や「市の堀」の水位レベルに注意が必要です。 洪水リスク

「市の堀」東側は、丘陵地でありに水害の心配は殆どないと予想されます。但し高台地域では地盤が脆弱な為、注意が必要だと考えられます。 崩落リスク

(3) 地区共通

町作成のハザードマップ及び過去災害事例より

- 1) 地震災害 ・震度 …………… 市の堀東側高台地区の揺れが大きいリスクがある。
(地盤差有り) ・液状化 …………… 五行川～市の堀 間は液状化現象可能性あり



※ 町作成のハザードマップを確認頂き、災害予測・対策をお願い致します。

(4) その他の特性（地区共通）

自然災害(台風、地震、洪水等)から命を守るために、避難所の利用が適正と判断される場合、および家屋やライフラインの損壊により、自宅居住が困難と判断される場合は、町指定避難所へ避難するが、町から「芳志戸ふれあい交流館を臨時の避難所として開設」すべく、芳志戸自治会長(防災会会長)に対しその旨が発令される事となっている。

一方、災害の規模が甚大な場合には、「芳志戸ふれあい交流館」が臨時の避難所として機能しないことが想定される。

この場合は、芳志戸ふれあい交流館を臨時の避難所として開設せず、芳賀北小学校及び町民会館等の町指定の避難所を使用すべきと考えています。

4 <活動内容>

(1) 平常時の取組

自主防災組織や各地区で協力し、「自助」「共助」を実施する為にも、まずは自分や家族で身を守りいざというときに全地区の力が発揮できるよう、各地区のみんなで協力し防災活動に取り組みます。

① 防災知識の普及・啓発

防災対策では、地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要です。地区住民への防災知識の普及や啓発活動を行います。

② 地区の安全点検

防災の基本は、自分たちの地区を知ることです。地区の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけなどを行います。

③ 防災資機材の整備

防災資機材は、災害発生時に役立ちます。地区で防災資機材を整備し、日頃の点検や使い方を確認します。

④ 防災訓練

防災訓練は、いざというとき、あわてず、的確に対応するための欠かせない活動です。地域住民に積極的な参加を呼びかけて、訓練を行います。

(2) 災害時の取組

災害時は、負傷者の発生や火災など様々な事態が発生する可能性があります。芳賀町、芳賀消防署、真岡警察署など公共機関とも連携しながら、みんなで力を合わせて被害の軽減に向けて活動します。

① 情報の収集・伝達

公共機関などから正しい情報を収集し、地区住民に伝達します。

また、地区の被災状況などを取りまとめ、防災機関へ報告します。

※長期停電時は、非常用電源を使用し住民への情報収集・伝達に努めます

② 救出・救助活動

自分がケガをしないよう注意し、みんなで協力して負傷者や家屋の下敷きになった人の救出・救助活動を行います。

③ 医療救護活動

医師の手当てが受けられるまでの間、負傷者の応急手当をして、救護所へ搬送します。

④ 初期消火活動

消防車が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行います。

⑤ 避難誘導

芳志戸ふれあい交流館を臨時避難所として開設。

⑥ 給食・給水活動

地区で必要な物資を把握し、公共機関とも連携しながら必要に応じて炊き出しなどの給食・給水活動を行います。 課題として、過去の災害時や、直近での

「能登半島地震事例」から、「飲料用・生活用」の水確保方法です。

1) 飲料用 …… 「備蓄水」保有していても、3日分程度と思われます。

地域内の「井戸水」使用可能の把握と所有者との協議・協力体制整備

- ・飲料用としての「井戸水：水質検査」の実施と費用
- ・飲料用としての「水質検査結果表示板掲示」の費用
- ・飲料用としての「井戸水利用者」への管理体制

2) 生活用 …… 同 上

東日本大震災や能登半島地震事例から、ライフライン被害 ・「水の確保」がクローズアップされ、手動ポンプを除き、井戸用ポンプ起動用電源確保も課題です。

現在、自治会として **2台**の非常用発電機保有していますが、起動用電源には適さない場合があります。

- ・「井戸水ポンプ」起動用電源として可能な「発電機保有」の把握と協力可否把握
- ・非常時に協力頂ける、地域内の「井戸水ポンプ」仕様の把握
- ・「井戸水ポンプ」起動用電源として、協力可能機の稼働可能把握
- ・「井戸水ポンプ」起動用電源の、管理等の扱い方



(3) 要配慮者(避難行動要支援者)等への支援

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障害者、女性や子どもなど、人の助けを必要とする人(要配慮者(避難行動要支援者))です。

こうした要配慮者(避難行動要支援者)を災害から守るため、みんなで協力しながら支援を行っていきます。この取組みを着実に推進するため、個別計画を定めることが重要です。

避難生活を余儀なくされた場合

災害から受ける影響やニーズは、女性と男性、高齢者、障害者、子供で異なるため 地区内住民の多様な視点、ニーズの把握力は欠かせないと考えます。

平常時から、地区内住民が地域活動に参画しリーダーシップを発揮頂きたいと思います。

① 防災環境の点検・改善

目や耳の不自由な人にも、警報や避難情報がきちんと伝えられるか、要配慮者(避難行動要支援者)の身になって、避難経路等に障害物や危険な場所はないかどうかを点検し、改善に努めます。

② 避難誘導

隣近所の助け合いが重要です。一人の要配慮者(避難行動要支援者)に複数の避難支援者をあらかじめ決めておき、避難するときは、しっかり誘導します。

③ 見守り活動

非常時こそ、不安な状況におかれている人に 優しく接する必要があります。

困っている人や、要配慮者(避難行動要支援者)には、思いやりの心を持って接します。

④ コミュニケーション

いざというときに円滑に支援ができるよう、日頃から積極的に要配慮者(避難行動要支援者)とのコミュニケーションを図ります。

5 <能登半島地震から得た教訓（令和6年1月1日発生）>

<平常時の取組>

栃木県地域防災計画では、最低限震度6弱以上の地震を想定した備えを県民に促しています。

(1) 住宅の耐震化

能登半島地震発生、1ヶ月後時点の死者数(新聞報道)の41%は倒壊家屋の下敷きなど「圧死」との報道です。

・住宅耐震化について

・耐震診断士派遣制度 …… 町都市計画課に相談

(2) 「電気火災」

能登半島地震での「輪島朝市」周辺の大火災は、屋内の電気配線が地震で傷つきショートするなどが要因と推定されています。電気火災は、阪神大震災や東日本大震災でも出火原因が分かった火災の60～70%とのこと。

揺れを感知して電気を遮断する「感震ブレーカー」の普及を政府として進めるようです。

・「感震ブレーカー」 …… 町総務課地域安全対策係に相談

(現在は自費対応)

(3) 「ライフライン被害」に対応できる準備

① 電気 ・通常的生活から「電気」がなくなった場合を想定した備え

<例> 冬場の暖を採るエアコン、ファンヒーター、こたつは使用不可です。
電気に頼らない、暖房方法：従来からの 石油ストーブ 等

② 水 ・通常的生活から「水」がなくなった場合を想定した備え

<例> ローリングストックでの飲料水確保
井戸水、湧き水等 使用可能策の確認等(行政との連携)

(4) 「季節」に対応できる準備

能登半島地震(1月) 東日本大震災(3月) …… 寒い季節に発生

自然災害は、季節・時間に関係なく襲ってきます。四季を通じた予測対応

(5) 「非常時通信」の準備 (手順は町配布のハザードマップ参照ください) 資料添付

ハザードマップ等に掲載されている「災害時連絡方法」の日常での体験と習得

「171」ダイヤル 無料体験日を利用しての家族間連絡方法の確立

NTTdocomo、au KDDI、SoftBank

<無料体験可能日>

毎月 1日および15日 (正月三が日、防災週間、 他)

芳志戸自治会自主防災会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、芳志戸自治会自主防災会（以下「本会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、芳志戸ふれあい交流館に置く。

(目的)

第3条 本会は、自主防災組織として住民同士の共助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、平常時における災害による被害の防止及び軽減並びに災害時における応急対応を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 平常時

- ア 防災知識の普及及び啓発
- イ 地域の災害危険箇所の把握
- ウ 防災訓練の実施
- エ 防災資機材等の整備
- オ 避難行動要支援者の状況確認
- カ 避難誘導のための経路及び避難場所の確認
- キ 芳賀町、その他組織との連携
- ク その他本会の目的を達成するために必要な事業

(2) 災害時

- ア 情報の収集及び伝達
- イ 避難行動要支援者の安否確認
- ウ 臨時避難所の開設及び運営
- エ 避難誘導
- オ 給食及び給水
- カ 芳賀町、その他組織との連携
- キ その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会は、芳志戸自治会内にある住民をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 1名
- (4) 班長 5名
- (5) アドバイザー 若干名

2 役員は、会員の互選による。ただし、会長は自治会長を充て、

アドバイザーは防災に関する知識を有する者又は住民情報に詳しい者の中から会長が選任する。

3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員責務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、災害発生時における応急対応の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。

3 班長は、担当班の任務遂行及び会務の処理を行う。

4 アドバイザーは、本会に対して防災行動、住民情報、その他防災に関する事項について、会長の補佐及び各班の活動支援を行う。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、芳志戸自治会会則第8条第2項に規定する総会をもって充てる。

(班の設置及び業務)

第9条 本会は、第4条に規定する事業を行うため、次の表に掲げる班を置き、各業務を行うものとする。

班名	平常時の業務	災害時の業務
総務班	各班の総括。 芳賀町、その他組織との連携。	各班の総括。 芳賀町、その他組織との連携。
情報広報班	防災知識の普及及び啓発	情報の収集及び伝達
要支援者対応班	避難行動要支援者の最新情報の把握	避難行動要支援者の安否確認情報の収集
資機材整備・避難所班	防災資機材等の整備	臨時避難所の開設及び運営。 給食及び給水。
避難誘導班	避難誘導のための経路及び避難場所の確認	避難誘導

2 班長は、会員の中から班員を選任する。

(防災計画)

第10条 本会は、第4条に規定する事業を行うため、災害対策基本法に規定する地区防災計画を定め、随時見直しを行うものとする。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第 12 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会が定める。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、初回役員
の任期については、第 6 条第 3 項の規定にかかわらず令和 5 年 3 月
31 日までとする。

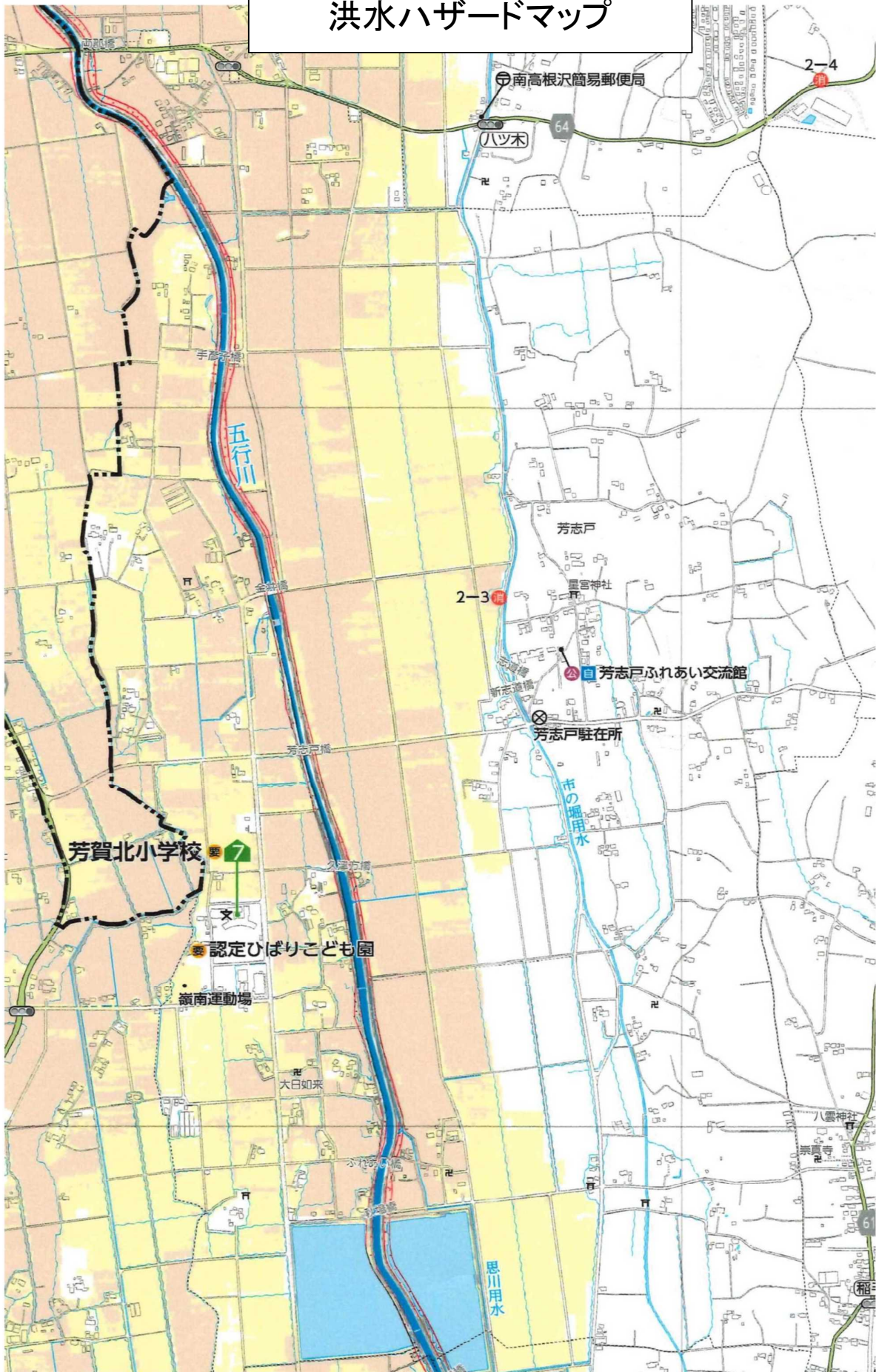
芳志戸自治会自主防災会組織表

任期 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

芳志戸自治会自主防災会組織役員			
会長	副会長	副会長	会計
黒崎 浩一 TEL	大谷津 満雄 TEL	赤羽 章男 TEL	赤羽 康隆 TEL
		上野 弘樹	アドバイザー 岡田辰也、菊地富士子、 赤羽 真委 TEL
総務班長	情報広報班長	要支援者対応班長	資機材整備・避難所班長
岡田 広幸 TEL	大谷津 幸夫 TEL	釜野井 康司 TEL	黒崎 久男 TEL
			菊地 一夫 TEL

芳志戸自治会自主防災会組織委員			
総務班	情報広報班	要支援者対応班	資機材整備・避難所班
加藤 恵一 TEL	加藤 英輝 TEL	関口 さとみ TEL	関口 斗央 TEL
黒崎 真紀夫 TEL	加藤 伸一 TEL	加藤 恵 TEL	高橋 政則 TEL
神戸 鉄也 TEL	見目 美幸 TEL	板橋 美恵子 TEL	滝田 正義 TEL
櫻井 宏明 TEL	荷見 文枝 TEL	高橋 幸子 TEL	岡田 泰行 TEL
			戸室 武人 TEL
			桑木 正 TEL
			田中 利昭 TEL
			避難誘導班

芳志戸地区内 洪水ハザードマップ



【 自主防災会 災害時連絡先一覧 】

組織名	連絡先	
自主防災会組織リーダー(自治会会長)	氏名	
	連絡先1	
	連絡先2	
自主防災会組織サブリーダー(自治会副会長) (リーダーと連絡がつかないとき)	氏名	
	連絡先1	
	連絡先2	
臨時避難所となる施設の管理者 (公民館長など施設管理の責任者)	氏名	
	連絡先1	
	連絡先2	
上記施設の鍵所有者 (管理者以外;自治会長)	氏名	
	連絡先1	
	連絡先2	
防災士	氏名	
	連絡先1	
	連絡先2	
防災士	氏名	
	連絡先1	
	連絡先2	
民生委員	氏名	
	連絡先1	
	連絡先2	
浸水想定区域に含まれない避難場所	呼称	芳賀町民会館
	連絡先	677-0009
浸水想定区域内の避難場所	呼称	芳賀北小学校
	連絡先	677-0272

1) 新ハザードマップで避難場所、避難ルート等 事前確認をお願い致します。

【災害時 関係機関 連絡先一覧】

組織名	連絡先	
芳賀町災害対策本部	呼称	総務課地域安全対策係
	連絡先	677-6029
	呼称	企画課みらい創生係
	連絡先	677-6012
芳賀町 役場	呼称	建設課土木係
	連絡先	677-1113
	呼称	都市計画課下水道係
	連絡先	677-6021
消防署	連絡先	#119
	呼称	芳賀分署
	連絡先	677-0212
警察	連絡先	#110
	呼称	真岡警察署
	連絡先	0285-84-0110
	呼称	芳志戸駐在所
	連絡先	677-2465 (不在時真岡に転送)
消防団(第2分団第3部)	部長	
	連絡先	
	副部長	
	連絡先	
東京電力	呼称	栃木カスタマーセンター
	連絡先	0120-995-112
NTT東日本 栃木支店	呼称	設備部災害対策室
	連絡先	028-622-4256
芳賀中部上水道企業団	呼称	芳賀中部上水道企業団
	連絡先	677-1661
芳賀町地域包括支援センター	呼称	地域包括支援センター
	連絡先	677-6080
芳賀町社会福祉協議会	呼称	社会福祉協議会
	連絡先	677-4711
災害用伝言ダイヤル ※	連絡先	#171
災害用伝言版Web ※	AD	https://www.web171/jp
※ 災害時の伝言サービスは 別紙資料参照		
防災無線再生ダイヤル (放送後30分以内なら放送内容が聞ける)	連絡先	0800-800-3799

安否確認

安否を確認する手段をあらかじめ決めておこう

電話

災害用伝言ダイヤル(171)の使い方

録音方法

171

ガイダンスが流れます

録音は 1

□□□ □□□ □□□ □□□

被災地の電話番号を市外局番から入力

1 伝言を録音

9 終了

再生方法

171

ガイダンスが流れます

再生は 2

1 再生

8 もう1度 9 別の伝言/終了

【注意】登録できる電話番号(被災地電話番号)
 災害により電話がつながりにくくなっている地域の電話番号および携帯電話・PHS・IP電話の電話番号。なお、電話番号は市外局番から入力していただく必要があります。

※一部の電話からはご利用できません。他事業者の電話、携帯電話やPHSからの利用については、契約している通信会社にご確認ください。
 ※NTT東日本・NTT西日本の電話から伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料です。他事業者の電話、携帯電話やPHSから発信する場合、通話料については各電話会社にお問い合わせください。
 くわしくは、URL (NTT東日本) <https://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/>

携帯電話・スマートフォン

災害用伝言板の使い方

各社の災害用伝言板サイトアドレス

NTTドコモ



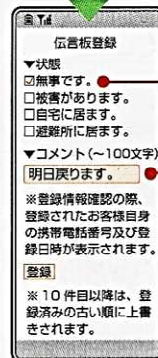
au



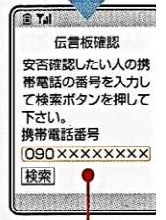
ソフトバンク



登録



確認



現在の状況を4つの中から選択したうえ、必要に応じてコメントを入力

安否を確認したい人の携帯番号を入力して検索

※画面はイメージです。

web171(災害用伝言板)

災害発生時の「インターネットを利用した伝言板」サービス。インターネットで文章メッセージを登録・通知/確認できます。くわしくは、URL (NTT東日本) <https://www.ntt-east.co.jp/saigai/web171/>

登録画面



web171

検索

<https://www.web171.jp>

便利な確認ツール(検索画面)

通信キャリア各社による災害用伝言板の安否情報に登録された方に加え、各企業・団体が収集した安否情報もまとめて確認できる共同サイト。「名前」もしくは「電話番号」で検索。

J-anpi



検索画面



保存版 災害時の情報収集ツール

災害時にはテレビ、ラジオのほかにも、インターネットやスマートフォンアプリなどでさまざまな機関が情報を発信しています。このような情報を積極的に仕入れ、避難判断の参考にしましょう。

●登録制メールサービス●

芳賀町防災メール
ぜひ登録をお願いします。



栃木県防災メール
ぜひ登録をお願いします。



●インターネット●

芳賀町防災WEB (芳賀町)

町内河川の水位情報や防災関連情報
www.bousai.town.tochigi-haga.lg.jp



とちぎリアルタイム雨量
河川水位観測情報 (栃木県)

<http://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/>



川の水位情報 (国土交通省)

<https://www.k.river.go.jp/>



大雨警報 (土砂災害) の
危険度分布 (気象庁)

<http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>



大雨警報 (浸水害) の
危険度分布 (気象庁)

<http://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html>



洪水警報の危険度分布
(気象庁)

<http://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html>



Web171
(NTT東日本、NTT西日本)

ウェブ上で伝言を登録できます。
<https://www.web171.jp/>



●電話●

防災行政無線再生ダイヤル

☎ 0800 (800) 3799

放送から30分以内なら、防災行政無線で放送した内容を聞くことができます。

災害時伝言ダイヤル #171

災害時に伝言を残すことができます。災害時のほか、毎月1日と15日に体験利用ができますので、いざというときに備えてぜひ体験しておきましょう。

●スマートフォンアプリ● ※一例です。

Yahoo!防災速報

町とヤフー株式会社とで災害時における情報発信に関する協定を締結しており、町からの情報配信も行っています。



iPhone



Google Play

NHK
ニュース・防災



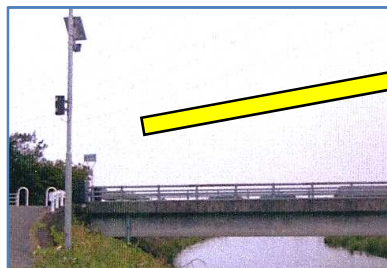
iPhone



Google Play

資料-3 スマートフォン、PCにインストール お願い致します
 川の水位情報(国土交通省) 資料-2 事例

両郡橋の水位観測、河川監視カメラで自宅で確認できます。



増水した水路には近寄らないように！



以下 Web事例
 画像、データ

スマートフォン、PCで水位変化画像、データ
 警戒レベル可否把握を知ることが出来ます。
 スマートフォン、PCにインストール お願い致します

水位	1.17m
氾濫危険水位	1.8m
氾濫する恐れがある水位	河川が氾濫する恐れがある水位
避難判断水位	1.3m
避難情報発表の目安となる水位	避難情報発表の目安となる水位
警戒水位	1.4m
河川の氾濫の発生を注意する水位	河川の氾濫の発生を注意する水位